

令和3年度地域コミュニティICT活用推進のためのタブレット端末導入業務仕様書

1 業務名

令和3年度地域コミュニティICT活用推進のためのタブレット端末導入業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

ウィズコロナ、アフターコロナの時代においても、地域コミュニティ協議会を中心としたまちづくりを継続して進めていくため、地域コミュニティの活動において、ICT活用を推進し、タブレット端末を用いて、リモートでの相談や会議のほか、SNSを活用した情報発信等が行えるよう、タブレット端末の導入及びネットワーク回線の整備を行う。

3 業務の概要

地域コミュニティの活動において、ウェブ会議システムを活用した会議や、SNSを活用した情報発信等ができる体制を構築するため、タブレット46台を購入するとともに、必要なネットワーク回線の整備及び通信回線の使用契約を行う。

ウェブ会議システムについては、Webex meeting 等をタブレットにセットアップするものとする。ウェブ会議システムについては、導入時においては有料版を使用しないこととする。

なお、契約は通信費用とタブレット等費用に分けて締結するものとする。

4 タブレットの納期及び通信契約期間

(1) タブレットの納期

契約締結の日から令和3年12月28日まで

(2) 通信契約の契約期間

令和4年1月1日から令和8年3月31日（4年3か月間）とする。

ただし、令和4年度以降において発注者の歳出予算におけるこの契約の通信運搬費について、減額又は削除がされた場合には、通信契約を解除することができる。

5 通信費用及びオプションサービス

通信費用及びオプションサービスとするものは、次に該当するものとし、タブレット1台ごとに1回線で、46回線を用意すること。通信費用及びオプションサービス費用の請求は、紙の請求書によるものとする。

(1) LTE通信費

ア 移動体通信サービスをパケット通信で行い、1回線毎に月30GB以上通常の通信速度で使用可能であること。

イ 月の通信上限を超えた場合においても、送受信最大128kbps以上の速度での通信を

確保すること。

ウ 月の通信利用上限に到達する前に、メール等によりタブレットごとに事前通知ができること。

エ 移動体通信網からインターネット網へ接続できるデータ通信プロバイダサービスを提供できること。

オ 日本国内において利用可能地域の人口カバー率は、4G（LTE）規格において75%以上であり、3G規格においては99%以上であること。

カ 4G回線提供範囲外の地域等においては、自動で3G回線に切り替わり、3G回線が利用できること。

キ 契約期間中、本業務で整備する通信回線が利用不能又は不安定であることにより、端末の利用に支障が生じる場合、受注者は電波改善計画を立て、電波改善に努めること。契約期間を更新した場合も同様とする。

(2) モバイルデバイス管理サービス (MDM)

全てのタブレットに対して、管理者が個々に、利用者のデータ使用状況の把握やパスワードの初期化、アプリの機能制御等の設定・管理を操作できるサービスを設定すること。詳細な設定内容については、納品までに本市と協議の上、決定するものとする。

(3) 端末補償サービス

タブレット本体が故障、盗難、紛失などのトラブル時にサポートするサービスを設定すること。

6 タブレット等費用

タブレット等費用は、次に該当するものとし、(5)を除き、各々46台分を用意すること。タブレット本体は一括購入での導入とする。

(1) タブレット本体

ア 第8世代 iPad Wi-Fi+Cellular (LTE) モデル 128GBであること。

イ すべて新品であること。色の指定はしない。46台分が全て同じ色でなくても構わないものとする。

ウ OSのバージョンは、納入時点で最新のものとする。

エ ACアダプタ、充電ケーブルほかタブレットを利用する上で備えるべき同梱物を含む。

(2) キットニング費用

ア タブレットのキットニングを行うこと。

イ タブレットに以下の初期アプリのインストールを行うこと。インストールするアプリは最終的に本市と協議の上、決定する。

・Webex meeting ・Zoom ・Skype ・LINE

ウ 情報マネジメント課が保有する Webex meeting のライセンスを使用し、ウェブ会議等を行うための設定を行うこと。導入時においては、新規の有料ライセンス契約はしない。

エ 利用制限等、その他の設定に関しては、コミュニティ推進課と協議の上、決定する。

- オ ケース装着は含まない。
- カ 作業場所は指定しない。
- (3) タブレット保護ケース
 - ア 上記(1)で選定したタブレット専用の保護ケースとする。
 - イ タブレット端末の全面を覆うケースタイプのものであること。
 - ウ 装着状態でカメラやコネクタ、音量調節等のすべての機能が使用できること。
 - エ 色の指定は行わない。46台分、全て同じ色でなくても構わないものとする。
 - オ ウェブ会議等で使用する際に、タブレットを横置きして使用できるスタンドとしての機能を有すること。
 - カ すべて新品であること。
- (4) タブレット液晶保護フィルム
 - ア 上記(1)で選定したタブレット本体の全面を覆う液晶保護フィルムとする。
 - イ 無色透明で、キズ防止効果のあるものであること。
 - ウ タブレットにフィルムを貼った状態で、上記(3)で選定した保護ケースの開閉に支障がないものであること。
 - エ すべて新品であること。
- (5) 完成図書の作成
 - タブレットの設定内容(Apple IDの登録作業を含む。)、MDMの運用方法等、タブレットの運用・管理に必要な図書を作成すること。

7 導入時及び導入後の対応

- (1) タブレットの納品時には、タブレットの全てのキッティング(LTE通信契約開始後に行う設定は除く)が終了し、タブレットに保護ケース及び液晶保護フィルムを装着した状態で納品すること。
- (2) 受託者はタブレットの紛失等が発生した場合の対応窓口を365日24時間設けること。また、対応窓口においては、紛失等におけるタブレットの利用中断、遠隔ロック、遠隔初期化等に対応が可能であること。
- (3) 受託者は、導入時にタブレット操作方法の説明会を実施すること。
 - ア 日時・場所については、本市の指定する日時・場所とする。
 - イ 対象者は、地域コミュニティ協議会職員等100名程度である。
 - ウ 説明会は、対象者を少なくとも2回に分け、1回当たり2時間程度実施すること。
 - エ 説明会で使用する資料については、コミュニティ推進課と協議の上、作成し、説明会当日に必要な部数を紙で印刷して用意すること。
- (4) 契約期間終了時に、タブレット本体のSIMロックを解除できる状態にすること。ただし、納品時にSIMロックが解除されている状態であっても構わないものとする。

8 その他

- (1) 資料の作成及び提出にかかる費用等、本プロポーザルに参加するための費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本業務の実施に当たり、知り得た機密情報及び個人情報を第三者に開示又は漏えい

してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

- (3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、通信回線使用に当然必要と認められる事項については、受注者の責任において処理すること。
- (4) 業務に当たっては、その作業時の体制や設定手順、作業確認の方法等を定め、本市に事前に報告を行い、設定内容に不備のないよう努めること。
- (5) 「高松市情報セキュリティ方針」に定めた規則を遵守し、円滑で安全な業務の遂行に従事すること。
- (6) 本業務において発生する廃棄物は、廃棄物処理及び清掃に関する法令に従い、責任を持って処置すること。
- (7) 本仕様書は、選定された事業者と協議の上、必要に応じて修正した後、確定するものとする。
- (8) 本仕様書に記載していない事項について疑義が生じた場合は、別途、本市と受注者で協議するものとする。